

新湯治・ウェルネス（SHIN-TOJI and Wellness）」の名称使用に
関する要綱

令和 8 年 3 月 23 日別府市告示第 110 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、「新湯治・ウェルネス（SHIN-TOJI and Wellness）」に係る商標（以下「名称」という。）の使用許可に関し、別府市公有財産規則（平成 2 年別府市規則第 4 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、別府市のブランド価値を国内外に浸透させ、新湯治・ウェルネス事業の一層の推進を図ることを目的とする。

（商標）

第 2 条 前条の商標は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新湯治・ウェルネス

- ア 登録 第 6 9 5 2 9 5 4 号
- イ 出願番号 商願 2 0 2 5 - 0 0 7 4 9 8
- ウ 出願日 令和 7 年 1 月 2 5 日
- エ 登録日 令和 7 年 7 月 3 0 日

(2) SHIN-TOJI and Wellness

- ア 登録 第 6 9 6 1 2 2 4 号
- イ 出願番号 商願 2 0 2 5 - 0 0 7 4 9 9
- ウ 出願日 令和 7 年 1 月 2 5 日
- エ 登録日 令和 7 年 8 月 2 6 日

（使用の申請）

第 3 条 名称を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「新湯治・ウェルネス（SHIN-TOJI and Wellness）」の名称使用申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長から名称の使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならないものとする。ただし、新聞、テレビその他報道関係機関が報道目的で使用する場合又は別府市が主体となって実施するイベント等で使用する場合は、この限りでない。

(1) 事業所概要その他の申請者の事業内容が分かる資料

- (2) 名称等の使用の目的、方法その他使用内容が分かる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。
(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、名称の使用が別府市のブランド価値を国内外に浸透させることに寄与し、新湯治・ウェルネス事業の推進に資すると認められるときは、使用を承認することができるものとする。

2 市長は、使用を承認した場合は、「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用承認書 (様式第2号) により申請者に通知するものとする。使用承認をする場合においては、使用方法等の条件を次のとおり付すものとする。

- (1) 「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用に関する要綱に従って使用すること。
- (2) 承認に係る商品等の完成品の写真を1部提出すること。
- (3) 申請内容に変更が生じる場合は、速やかに申し出ること。
- (4) 名称の使用に起因する問題が生じた場合は、申請者が速やかに対処するものとし、別府市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合は、使用承認の取消しその他必要な措置をとる場合がある。
- (6) 使用承認が取り消された場合は、取消しの日から使用することはできない。取消しにより申請者に生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認をしないこととし、「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用不承認通知書 (様式第3号) により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 別府市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政治又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) その他承認することが不相当と認められる場合
(使用承認の内容の変更等)

第5条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用変更申請書 (様式第4号) を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは承認し、「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用変更承認書 (様式第5号) により通知し、不相当と認めるときは不承認とし、「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用変更不承認通知書 (様式第6号) により通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、使用承認(前条第2項の規定による使用承認の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、名称を使用した商品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者は、使用承認の取消しの日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 使用者が第4条第2項の規定により使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第1項又は前条第1項に規定する申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他名称の使用の継続が不相当であると認められた場合

- 2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とすることを原則とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用料を徴収する場合は、別に定めるものとする。

(使用の非独占性等)

第8条 使用承認は、使用者に自己の商標若しくは意匠とする等独占して名称を使用する権利を付与し、又は使用者若しくは商品等について別府市の推奨を行うものではない。

2 前項の商品等は、販売を目的として製造する商品、販売促進を目的とした景品及びこれらに準ずるものをいうものとする。

(経費等の負担)

第9条 別府市は、第3条第1項又は第5条第1項に規定する申請に要した費用及び名称の使用に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(損失補償等の責任)

第10条 別府市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、名称を使用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、当該第三者に対し全責任を負い、別府市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、名称の使用に際して故意又は過失により別府市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を別府市に賠償しなければならないものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(試行期間)

2 「新湯治・ウェルネス (SHIN-TOJI and Wellness)」の名称の使用は、この要綱の施行前においても、その使用を試行することができるものとする。

(公印省略)

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

名称使用承認書

様

別府市長

年 月 日付けで申請のありました「新湯治・ウェルネス
(SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用について次のとおり承認しま
す。

申請受付日	年 月 日	
名称使用を する種類、 配布・販売 場所等	種類	配布・販売場所等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(公印省略)
様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日

名称使用不承認通知書

様

別府市長

年 月 日付けで申請のありました「新湯治・ウェルネス
(SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用について、下記の理由により
承認をしないこととしましたので通知します。

記

承認をしない理由

様式第4号（第5条関係）

名称使用変更申請書

年 月 日

別府市長 あて

所在地

申請者 商号又は名称

代表者

年 月 日付け 第 号で承認を受けた「新湯治・ウェルネス（SHIN-TOJI and Wellness）」の名称使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

	承認を受けている申請内容	変更をする内容
名称使用		
名称使用をする種類、配布・販売場所等		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	e-mail	

(公印省略)
様式第5号(第5条関係)

第 年 月 日

名称使用変更承認書

様

別府市長

年 月 日付けで申請のありました「新湯治・ウェルネス
(SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用の変更について次のとおり承認します。

変更申請受付日	年 月 日	
名称使用をする種類、配布・販売場所等	種類	配布・販売場所等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(公印省略)
様式第6号(第5条関係)

第 年 月 日

名称使用変更不承認通知書

様

別府市長

年 月 日付けで申請のありました「新湯治・ウェルネス
(SHIN-TOJI and Wellness)」の名称使用の変更について、下記の理由
により変更の承認をしないこととしましたので通知します。

記

承認をしない理由